

# 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

平成26年（2014年）3月策定

令和元年（2019年）11月改訂

熊 本 県

# 目 次

- 第 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の  
効率化及び高度化の促進に関する目標
  
- 第 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
  
- 第 3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
  
- 第 4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進す  
るための施策に関する事項
  
- 第 5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等  
の連携及び協力に関する事項

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標  
 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

【農用地の面積】	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○耕地面積(①) 本県の目標	116,100ha	108,500ha
うち担い手が利用する面積(②) 本県の目標	64,160ha	86,800ha
②/① 本県の目標	55%	80%
【農地を集積すべき主な担い手】	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○認定農業者	10,948 経営体	11,000 経営体
うち個人	10,390 経営体	9,900 経営体
うち法人	558 経営体	1,100 経営体
○地域営農組織	348 組織	460 組織

※ 本目標については、必要に応じて見直すこととします。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

	平成24年度 (2012年度)	令和5年度 (2023年度)
○各担い手の利用する団地 (連続して作業ができる圃場)の 平均面積※	—	2倍程度
○遊休農地	9,480ha	5,330ha
うち再生可能	5,099ha	2,350ha
うち再生不能	4,381ha	2,980ha

※各担い手の利用する団地の平均面積は、農地中間管理機構の貸し付けた農地についての平均面積とします。

## 第2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

### 1 農地中間管理機構の位置付け及び関係機関との連携

本県では、平成24年度（2012年度）に県の基本戦略である「幸せ実感4カ年戦略」に農地集積を位置づけて、重点的に取り組んできました。その取り組みは一定の成果を上げてきていますが、平成26年度（2014年度）から全国的な制度として、農地中間管理機構が整備され、本県の取り組みの追い風となりました。さらに、平成28年度（2016年度）策定しました、県の基本戦略である「熊本復旧・復興4カ年戦略」においても、農地集積を位置付け、取り組みを行っています。本県では、農家の方々が安心して農地を預けていただける制度であることが何より重要と考え、農地の貸し出しに当たっては、①農地の受け手が地域農業に貢献し、地域の将来を任せられるかどうか、②規模拡大により経営の効率化が十分に図れるかどうか、③地域の「人・農地プラン」に位置付けてあるかどうかなどを総合的に勘案しながら、制度を運用しています。このような運用を通じて、担い手への農地集積及び農地の集約化並びに耕作放棄地の発生防止及び解消を進める中核的な事業体として、農地中間管理機構を位置付け、市町村、農業会議、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会、土地改良区などの関係機関の総力を結集し、農地集積の更なる加速化に取り組めます。

### 2 農地中間管理事業と人・農地プランとの連動

「人・農地プラン」は、地域の農業・農村を将来に引き継いでいくための未来設計図です。集落の方々が地域の将来の姿について話し合う中で、農地集積を通じた生産性向上の方策や、中山間地域などでは、地域農業やコミュニティを守っていくため、農地の受け皿となる地域営農組織の設立の必要性などが、明らかになります。農地中間管理機構により地域の将来を支える担い手に農地を集積する上でも、地域の徹底した話し合いに基づく「実質化された人・農地プラン」の存在が重要となるため、プランが全市町村で作成されるよう取り組みを進めています。「実質化された人・農地プラン」を農地集積の中心に据え、農地中間管理事業を活用して、地域を支えていく担い手への農地集積に取り組めます。

### 第3 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

全ての市町村（農業委員会を含む。）について、その同意を得て農地中間管理機構の業務への協力を求めます。

また、これまで農地集積に係る十分な実績をあげてきた全てのJAについて、その同意を得て、農地の掘り起こし、受け手とのマッチング等の農地中間管理機構の業務への協力を求めます。

さらに、土地改良区、民間企業等については、その得意とする分野に関する農地中間管理機構の業務への協力を求めるなど、関係機関の総力により担い手への農地集積に取り組めます。

### 第4 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

農地中間管理事業については、農地集積を推進する重要な柱であることから、関係機関へ施策を周知徹底するための推進会議・説明会を県段階、地域段階で開催し、制度の理解を深め、十分な活用が図られるよう推進します。

また、各種広報活動やパブリシティの活用により、広く県民に農地集積の取り組みと農地中間管理機構について情報提供を行います。

人・農地プランについては、全市町村において人・農地プランの重要性について啓発を行うとともに、定期的な集落・地域における話し合い活動を通じて、プラン作成範囲の適正化や、担い手の明確化・出し手の掘り起こし、農地中間管理機構の活用方法等の内容の充実が図られるよう、市町村の取り組みを支援します。

## 第5 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫等の連携及び協力に関する事項

本県、市町村、農業会議、農業委員会、JA、土地改良事業団体連合会、土地改良区、農地中間管理機構、株式会社日本政策金融公庫のほか、農業関係団体及び経済関係団体と密接な連携及び協力の下で、農地中間管理機構の活用を図ります。